

公 示 公 告

平成29年12月22日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 壁面収納庫及び回転椅子の修理
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所  
別添「見積り合せ要領」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等  
別添「見積り合せ要領」のとおり

# 見積り合せ要領

件名：壁面収納庫及び回転椅子の修理

最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

## 1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成29年12月22日に公示公告した「壁面収納庫及び回転椅子の修理」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

## 2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

## 3 見積り合せに付する事項

(1) 件名 壁面収納庫及び回転椅子の修理

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年1月12日（金）正午まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

## 4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

## 5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

## 6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者となります。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者となります。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

## 7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。  
なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：有竹）

電 話 03-3264-5864（ダイヤルイン）

F A X 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成30年1月9日（火）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

(別紙)

## 仕 様 書

- 1 案 件 名 壁面収納庫及び回転椅子の修理
- 2 納入場所 最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）
- 3 作業場所 2に同じ
- 4 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
- 5 修理物品 別表1及び2のとおり
- 6 作業内容等
  - (1) 別表1及び2に記載されている物品の不具合状況について修理及び調整する。
  - (2) 作業完了後は不良個所がないことを確認する。
- 7 その他
  - (1) 見積金額は本件作業に要する一切の費用とする。
  - (2) 作業日時の詳細については、双方協議のうえ決定する。
  - (3) 作業完了後は速やかに作業報告書を提出する。
  - (4) この仕様に定めのない事項その他疑義がある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別表1)

管理番号	局課等	室名	物品名	メーカー	型式	状況	修理内容
1	裁判部	第三小法廷書記官室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	下キャッチ交換, ハニカム補強(左2枚, 右8枚), 扉調整
2	裁判部	第一小法廷書記官室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ	ハニカム補強(左4枚, 右3枚), 扉調整
3	裁判部	第一訟廷事務室	壁面収納庫(引き戸タイプの下段)	オカムラ	F7	扉開閉不具合	錠前交換, 扉調整
4	裁判部	第一訟廷事務室	壁面収納庫(二段両開きの下段)	オカムラ	F7	施錠しづらい	下キャッチ交換, ハニカム補強(右3枚), 扉調整
5	裁判部	第一訟廷事務室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	施錠できない	錠前交換, 緩衝材2個取付, ハニカム補強(左2枚), 扉調整
6	裁判部	第一会議室前	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	施錠できない	錠前交換, 扉調整
7	裁判部	第一訟廷事務室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	施錠しても上部のみ施錠されない。	上キャッチ交換, ハニカム補強(左2枚, 右3枚), 扉調整
8	総務局	総務局会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左4枚, 右6枚), 扉調整
9	総務局	総務局会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左4枚, 右8枚), 扉調整
10	総務局	総務局会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左2枚, 右8枚), 扉調整
11	刑事局	第一課	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉開閉不具合	取っ手交換, 扉調整
12	刑事局	会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左2枚, 右5枚), 扉調整
13	刑事局	会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左4枚, 右5枚), 扉調整
14	刑事局	会議室	壁面収納庫(両開き)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(左4枚, 右5枚), 扉調整
15	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(5枚), 扉調整
16	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉開閉不具合	取っ手交換, 扉調整
17	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉開閉不具合	扉調整
18	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉開閉不具合	下キャッチ交換, キャッチ受け1個取付, 扉調整
19	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(5枚), 扉調整
20	経理局	厚生管理官室	壁面収納庫(片開き・更衣ロッカー)	オカムラ	F7	扉裏パネル剥がれ等	ハニカム補強(5枚), 扉調整

(別表2)

管理番号	物品名	メーカー	型番	状況	修理内容
1	回転椅子 16-1333	オカムラ	CJ93ZS	昇降, リクライニング機能故障	昇降, リクライニング機能修理
2	回転椅子 99-893	オカムラ	CJ95ZS	座面傾き, 昇降機能故障	支基支柱交換, 昇降機能修理
3	回転椅子 99-4344	オカムラ	CJ95ZS	座面傾き, 昇降機能故障	支基支柱交換, 昇降機能修理
4	回転椅子 16-929	オカムラ	CJ93ZS	昇降, リクライニング機能故障	昇降, リクライニング機能修理
5	回転椅子 16-1077	オカムラ	CJ35ZS	昇降, リクライニング機能故障	昇降, リクライニング機能修理
6	回転椅子 16-738	オカムラ	CJ93ZS	座面傾き, 昇降機能故障	支基支柱交換, 昇降機能修理

※番号●●-●●は最高裁判所の管理番号